

第 9 5 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 6 号)

招 集 年 月 日 令 和 2 年 1 0 月 5 日 (月 曜 日)

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 議 1 0 月 5 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 6 日)

議 事 日 程

- | | | |
|---------|----------|---|
| 日 程 第 1 | 第 95号議案 | 令 和 元 年 度 宍 粟 市 一 般 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て |
| | 第 96号議案 | 令 和 元 年 度 宍 粟 市 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て |
| | 第 97号議案 | 令 和 元 年 度 宍 粟 市 国 民 健 康 保 険 診 療 所 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て |
| | 第 98号議案 | 令 和 元 年 度 宍 粟 市 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て |
| | 第 99号議案 | 令 和 元 年 度 宍 粟 市 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て |
| | 第 100号議案 | 令 和 元 年 度 宍 粟 市 訪 問 看 護 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て |
| | 第 101号議案 | 令 和 元 年 度 宍 粟 市 下 水 道 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て |
| | 第 102号議案 | 令 和 元 年 度 宍 粟 市 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て |
| | 第 103号議案 | 令 和 元 年 度 宍 粟 市 水 道 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て |
| | 第 104号議案 | 令 和 元 年 度 宍 粟 市 病 院 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て |
| | 第 105号議案 | 令 和 元 年 度 宍 粟 市 農 業 共 済 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て |
| 日 程 第 2 | 第 107号議案 | 令 和 2 年 度 宍 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 9 号) |

	第 108号議案	令和 2 年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）
	第 109号議案	令和 2 年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
	第 110号議案	令和 2 年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第 2 号）
	第 111号議案	令和 2 年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 3	請願第 1 号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための 2021 年度政府予算に係る意見書採択の要請について
日程第 4	発議第 3 号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財源の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
日程第 5	発議第 4 号	新型コロナウイルス感染症の不安に負けない支えあいのまちづくりのための決議について
日程第 6	所管事務等調査	について

本日の会議に付した事件

日程第 1	第 95号議案	令和元年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
	第 96号議案	令和元年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 97号議案	令和元年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 98号議案	令和元年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 99号議案	令和元年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 100号議案	令和元年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 101号議案	令和元年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

	第 102号議案	令和元年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 103号議案	令和元年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 104号議案	令和元年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 105号議案	令和元年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2	第 107号議案	令和2年度宍粟市一般会計補正予算(第9号)
	第 108号議案	令和2年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)
	第 109号議案	令和2年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
	第 110号議案	令和2年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算(第2号)
	第 111号議案	令和2年度宍粟市病院事業特別会計補正予算(第3号)
日程第 3	請願第 1号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2021年度政府予算に係る意見書採択の要請について
日程第 4	発議第 3号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財源の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
日程第 5	発議第 4号	新型コロナウイルス感染症の不安に負けない支えあいのまちづくりのための決議について
日程第 6	所管事務等調査について	
追加日程第1	発議第 2号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2021年度政府予算に係る意見書について

応 招 議 員 (1 6 名)

出 席 議 員 (1 6 名)

1 番 津 田 晃 伸 議 員

2 番 宮 元 裕 祐 議 員

3番	榎橋美恵子	議員	4番	西本諭	議員
5番	今井和夫	議員	6番	大久保陽一	議員
7番	田中孝幸	議員	8番	神吉正男	議員
9番	田中一郎	議員	10番	山下由美	議員
11番	飯田吉則	議員	12番	大畑利明	議員
13番	浅田雅昭	議員	14番	実友勉	議員
15番	林克治	議員	16番	東豊俊	議員

欠席議員 なし

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	小谷慎一	君	書記	大谷哲也	君
書記	小椋沙織	君	書記	中瀬裕文	君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	福元晶三	君	副市長	中村司	君
教育長	西岡章寿	君	参事兼総合病院事務部長	隅岡繁宏	君
企画総務部長	前田正人	君	まちづくり推進部長	津村裕二	君
市民生活部長	平瀬忠信	君	健康福祉部長	世良智	君
産業部長	名畑浩一	君	建設部長	富田健次	君
一宮市民局長	上長正典	君	波賀市民局長	坂口知巳	君
千種市民局長	福山敏彦	君	会計管理者	太中豊和	君
教育委員会教育部長	大谷奈雅子	君	農業委員会事務局長	田路仁	君

(午前9時30分 開議)

○議長(東 豊俊君) 皆様、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

ここで、山下由美議員から9月9日の一般質問における発言について、会議規則第67条の規定により、不適切な発言があったため、お手元に配付した発言取消しの申出書のとおり、発言を取り消したいとの申出がありました。

お諮りします。

地方自治法第117条のただし書の規定により、山下由美議員に除斥を求めないことに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

よって、山下由美議員に除斥を求めないことに決しました。

ここで、申出の内容について、山下由美議員に説明を求めます。

10番、山下由美議員。

○10番(山下由美君) 10番の山下です。発言の取消しを申し出たいと思います。

令和2年9月9日開催の第95回宍粟市議会定例会、一般質問における私の発言を取り消したいと思いますので、議会の許可を得たく宍粟市議会会議規則第67条の規定により申し出ます。

このたび9月9日の私の一般質問の発言の中で、うわさ話を基にしたような不適切な質問となりましたこと、私の議員としての至らなさを反省しております。関係者の皆様に深くおわびを申し上げます。議事進行を妨げ、議会を混乱させたことを深く反省し、議員各位並びに市長、また皆様に心からおわびを申し上げます。

申し訳ございませんでした。今後、議会の品位や秩序を保つため、議会運営に協力してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長(東 豊俊君) お諮りします。

山下由美議員からの発言の取消しの申出を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

よって、山下由美議員からの発言の取消しの申出を許可することに決しました。

お諮りします。

会議録から削除する発言については、その取扱いを議長に一任し、議長が後刻会

議録を調査の上、適した措置をすることについて御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

よって、会議録から削除する発言については、議長に一任することに決しました。
それでは、日程に入ります。

日程第1 第95号議案～第105号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第1、第95号議案、令和元年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、第105号議案、令和元年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの11議案を一括議題といたします。

本11議案は、去る9月10日の本会議で、予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、6番、大久保陽一議員。

○予算決算常任委員長(大久保陽一君) 第95回宍粟市議会定例会において、本委員会に付託されました令和元年度各会計の歳入歳出決算に係る第95号議案から第105号議案までの11議案について、委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告します。

予算決算常任委員会審査日は令和2年9月29日、審査場所は宍粟市議場、出席委員は予算決算常任委員会委員全員であります。

小委員会である決算委員会は、審査日、令和2年9月14日、15日、16日、17日の4日間で、審査場所は宍粟市議場、出席委員は今井委員長ほか7名であります。なお、欠席委員は報告書に記載のとおりであります。

説明員は各部局長以下関係職員で、審査資料は令和元年度宍粟市各会計決算書など報告書に記載のとおりでありますので、御高覧ください。

審査の経過及び結果ですが、令和2年8月31日の定例会において上程があり、9月10日に予算決算常任委員会に付託された第95号議案から第105号議案までの令和元年度決算認定に係る11議案の審査は、同日予算決算常任委員会を招集し、8人の委員で構成する小委員会である決算委員会で詳細審査をすることに決定しました。

同日に、決算審査に係る調査、準備を進めるため決算委員会を設置し、正副委員長の互選、審査日程及び審査要領等を協議しました。詳細審査は9月14日から17日までの4日間で、説明員の出席を求めるとともに、令和元年度決算書及び主要な施策の成果説明書を中心に各部局2から3事業を抽出し、事務事業評価を行いま

した。

その後、9月29日に予算決算常任委員会を招集し、決算委員会の審査報告を受け、企画総務部、まちづくり推進部、健康福祉部、産業部等について質疑がありました。

予算決算常任委員会としての採決の結果は、まず、第95号議案、令和元年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、第96号議案、令和元年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、第97号議案、令和元年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、第98号議案、令和元年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、第99号議案、令和元年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、第100号議案、令和元年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、第101号議案、令和元年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、第102号議案、令和元年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、第103号議案、令和元年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、第104号議案、令和元年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、第105号議案、令和元年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

審査の中で委員から出された主な意見と指摘事項は次のとおりとなりますが、長文となりますので、主に質疑のあった事業名のみ報告させていただき、予算決算常任委員会の意見を添えて報告にかえさせていただきます。

まず、企画総務部・選挙管理委員会については、広報事業、木育・ウッドスタート事業などの審査報告がありました。

総合的な意見としては、市の広報事業は、広報紙やLINE、フェイスブックな

どのSNSの活用により、以前より格段によくなったと感じる。今後はYouTube等の活用を検証し、さらなる広報活動の強化に努められたい。

木育事業に関しては、「森林から創まる地域創生」を掲げている宍粟市として、子どもたちが森林に関心を持てるように、今後も効果的な事業推進に努められたい。

人口減少に伴い歳入の減少していく中、持続可能な行財政運営のため、歳入では自主財源の確保に重点を置き、歳出では常に費用対効果の検証を行い、最小の経費で最大の効果が出せるよう今後も努められたいというものです。

次に、まちづくり推進部については、地域生活交通対策事業、御形の里づくり事業、消防団員運転免許取得等補助金の審査報告がありました。

総合的な意見としては、地域生活交通対策事業については、市民生活の特に高齢者や学生などにとって大切な移動手段であるこの公共交通を持続可能な事業とするために、さらに効率的な運行を研究されたい。乗車率の低い路線にあつては、地域の声を聞きつつ、公共交通と外出支援サービス事業の連携などを検討されたい。

御形の里づくり事業については、一宮北部のまちづくりに影響する重要な施設であるため、課題を洗い出して解決に努め、この地域の特色を生かせるように進められたい。

消防団員運転免許取得等補助金については、運転免許の不適合等で消防団活動に支障のないよう、運転に対し必要な免許取得の支援と次期更新車両の研究に努められたい。その上で宍粟市消防団の分団・部の現状に即した体制づくりと有事の際の出動に対しての強化をさらに努められたいというものです。

次に、市民生活部については、再生可能エネルギー利用促進事業、ごみ収集運搬事業などの審査報告がありました。

総合的な意見としては、再生可能エネルギー利用促進については、将来目標をしっかりと定め、関係部局連携の下、全庁的な取組が必要である。「森林から創まる地域創生」を推進する宍粟市において、豊かな森林資源をはじめとする再生可能エネルギーの活用を促進し、雇用の創出、地域活性化につながる施策を展開されたい。

国民健康保険事業については、データヘルス計画に基づき、保健指導の一層の強化に努め、医療費の抑制に努められたいというものです。

次に、健康福祉部については、生活困窮者自立支援事業、介護人材確保対策事業、外出支援サービス事業などの審査報告がありました。

総合的な意見としては、生活困窮者自立支援事業では、相談支援や就労支援に継続して取り組むとともに、家計状況の管理や金銭の問題で生活が苦しい方に対する

改善対策を相談機関との連携により、自立に向けての支援に取り組まれない。

また、安定した生活が提供できるよう、訪問支援等により継続した支援になるよう、努められたい。

多様化する社会福祉事業分野において、専門職員の確保は今後最重要課題となり、セミナーや研修及び講座を根気強く継続して開催し、人材確保に努められたい。

外出支援サービス事業については、利用申立者や人工透析患者へのサービスの在り方など、制度の見直しにより、高齢者・障がい者及び外出困難者など交通弱者への持続可能な外出支援となるように努められたいというものです。

次に、産業部・農業委員会事務局については、新規就農・定住促進事業、森林整備推進事業、移住定住支援事業、発酵のまち推進事業などの審査報告がありました。

総合的な意見としては、新規就農者においては、定住促進の観点からも助成期間以後においても支援体制を強化し、希望者増につなげられたい。

新たに創設された森林環境譲与税は、森林を多く抱える宍粟市にとって有用な施策であることから、その活用方法、事業実施地の選定などの事業展開を早急に進め、条件不利地や未整備林の解消に努められたい。

空き家バンク制度については、一定の成果が認められることから、アフターケアも含めて事業の推進を図られたい。

発酵のまち推進事業については、市内各種団体や事業者との連携による特産品開発を進め、市内循環を念頭に置いて事業を展開した上で交流人口の拡大につなげられたいというものです。

次に、建設部については、都市計画道路事業、橋梁長寿命化事業、雨水幹線整備事業、最上山公園等整備事業、下水道施設統合事業などの審査報告がありました。

総合的な意見としては、広い地域にあって道路網の整備、上下水道の整備等は防災対策や社会基盤整備の根幹であるため、特に道路整備については可能な限り地域間格差を生まないように推進されたい。

下水道事業における統廃合に関しては、令和27年度までの計画であることから、市域の人口の推移等を踏まえ、市民の理解を得ながら推進されたい。

上水道事業に関しては、おいしい安全な水を安く提供できるよう、様々な工夫と努力をお願いしたいというものです。

次に、教育部については、放課後補充学習等推進事業、ICT活用授業改善事業、第3子以降給食費助成事業、文化財保護事業などの審査報告がありました。

総合的な意見としては、放課後補充学習等推進事業においては、全ての児童生徒

が達成感を得られるよう、指導員の確保に努められたい。

I C T活用授業改善事業においては、取り残される児童生徒や家庭がないよう、また、教職員の指導力向上に向けた研修の充実に引き続き取り組まれたい。

第3子以降給食費助成事業においては、保護者や教職員などの意見や要望を考慮し、よりよい制度となるよう検討されたい。

文化財保護事業においては、宍粟市には大変立派な古文書資料等が残されており、人材の育成や文化財の保護に、これまで以上に取り組まれたいというものです。

次に、総合病院については、病院事業収益事業、修学資金事業などの審査報告がありました。

総合的な意見としては、まず、22年ぶりの経常利益の黒字化実現に敬意を表したい。院長・事務長以下職員全員の経営改善に向けた意識改革の成果が大きい。コロナ禍で大変な状況の中だが、職員の負担増に気をつけていただき、モチベーションを持続させ、職員一丸となって黒字の常態化に努められたい。

修学資金制度は、一定の成果が認められるが、社会情勢に合った制度の見直しについても検討されたいというものです。

次に、会計課については、基金運用についての審査報告がありました。

次に、議会事務局・監査委員事務局・公平委員会事務局・固定資産評価審査委員会事務局については、作業の効率化、政務活動費交付事業についての審査報告がありました。

最後に、決算に係る重要施策の評価、次年度予算への提言を改めて行うことを決定し、予算決算常任委員会としての審査は終了しました。

以上、報告いたします。

○議長（東 豊俊君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて、質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論は分割して行います。

まず、第95号議案について討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 10番の山下です。議長の許可を得ましたので、討論をいたします。

第95号議案、令和元年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論をいたします。

令和元年度においては、高校生までの医療費の無料化や耳鼻咽喉科開業医の誘致、病児・病後児保育、木育・ウッドスタート事業など、評価できる点もあります。

令和元年度は、10月に消費税の引上げが強行され、それを財源として幼児教育・保育の無償化は実現されました。しかし、市民生活や小規模事業者、営農者などへの影響を緩和するための施策が十分であったとは言えないと考えております。

また、多子世帯の経済的負担の軽減を目的とした第3子以降の児童生徒の給食費の無料化においては、3人以上の子どもがいる多子世帯でも対象とならないケースが多数あり、矛盾を残したままとなっています。小学生月額3,800円、中学生月額4,100円の給食費負担は家計にとって大きく、食育推進の観点から、また格差是正、子どもたちの情緒面の安定のためにも、全ての子どもの給食費を無料にするべきでありました。

次に、行財政改革の一環としての民間でできるものは民間でという視点を持つ宍粟市幼保一元化推進計画により、耐震診断を実施していない幼稚園、保育所が残されています。いつ、どこで、どのような災害が起こっても不思議ではない今日の状況下であります。子どもたちの命を守らなければなりません。子どもの権利の問題として捉え、耐震診断を行い、その結果に基づき耐震補強工事や建替えを行うべきでありました。

以上、主な点を指摘して反対討論とさせていただきます。

○議長（東 豊俊君） 次に、賛成者の発言を許します。

8番、神吉正男議員。

○8番（神吉正男君） 8番、神吉正男です。第95号議案、令和元年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

まず一般会計決算額の状況ですが、歳入は256億1,853万7,000円で、歳出は246億5,862万8,000円です。実質収支額は5億9,882万円の黒字となりました。

平成30年度の実質収支額と比較しますと、率にして37%の増で、1億6,180万2,000円の増となりました。

借り入れた市債は30億7,282万円で、平成30年度との比較で9,066万5,000円減少しています。

歳出におきましては、生活圏の拠点施設整備、プレミアム付商品券事業、学校施設の空調設備整備、平成30年7月豪雨による災害復旧事業により増加しましたが、繰上償還の影響による公債費の減少などで歳出額は絞り込まれました。

経常収支比率の硬直化が見られるものの、実質公債費比率、将来負担比率は以前の比較で共によい数字になっており、効果的な財政運営に努められたことが分かります。

決算委員会において、各部局の具体的な事業の審査を行いました。宍粟市の課題である人口減少と少子高齢化社会への対応策の取組は効果的であったと考えます。

よって、第95号議案、令和元年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてに賛成いたします。

次年度におきましても、既存の課題と新たな課題に対し、我らの郷土宍粟市、宍粟市民のために取り組まれることを御期待申し上げます。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 次に、第96号議案から第100号議案についての討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 10番の山下です。議長の許可を得ましたので、討論をいたします。

第96号、第98号、第99号と続いて討論をさせていただきたいと思います。

第96号議案、令和元年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論をいたします。

国民健康保険の被保険者には、年金生活者を含む無職あるいは非正規労働者など、低所得の世帯が多く、高い国民健康保険税が生活を圧迫しています。一般会計からの法定外繰入れを行い、保険税を引き下げたり、子どもにかかる均等割に対しても減免制度をつくるべきでありました。

また、短期証や資格証は発行されていますが、直ちに中止し、市民が安心して医療を受ける権利を守るべきであります。

以上、主な点を指摘し反対討論といたします。

第98号議案、令和元年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論をいたします。

この制度発足以来、毎回指摘していることですが、後期高齢者医療制度は年齢だけで医療制度を別枠に移すという差別医療制度です。令和元年度におきましても、高い介護保険料と併せて保険料が年金から天引きされ、高齢者の生活を追い詰めております。

また、短期証の発行が行われていますが、直ちに中止し、高齢者が安心して医療を受ける権利を守らなければなりません。

以上、主な点を指摘して反対討論といたします。

第99号議案、令和元年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

国の方針により、1号保険料の低所得者軽減措置は強化されました。しかし、宍粟市の介護保険料そのものが兵庫県下でも3番目に高く、高齢者の生活を圧迫し、保険料は払っても介護サービスの利用料が払えないために、本当に必要な使いたいサービスが利用できないという現状があります。一般会計からの法定外繰入れを行い、保険料を引き下げるとともに、その方に必要な介護サービスが利用できるように、市独自でサービス利用料の減免制度をつくるべきでありました。

また、令和元年度においても介護保険料の滞納により、介護サービスの給付を制限されている方がおられますが、直ちに中止し、安心して介護を受けられるようにすべきです。

以上、主な点を指摘して反対討論といたします。

○議長（東 豊俊君） 次に、賛成者の発言を許します。

11番、飯田吉則議員。

○11番（飯田吉則君） それでは、私は、第96号議案、令和元年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険事業特別会計の令和元年度歳入決算額は44億1,398万5,000円、歳出決算額は43億7,664万5,000円となっております。

この事業は、国民がひとしく医療を受けるために重要な役割を果たすものであります。国民健康保険事業が県主体となることで、負担増などについて不安視する見方もありましたが、2年経過した今、特に大きな影響を受けることなく、おおむね妥当な決算状況にあると考えます。

また、保険税の収納状況においては、現年度課税分、滞納繰越分共に前年度を上回るなどの努力がうかがえます。しかし、高齢化社会の現状からして、医療費の増加は避けられないと思われることから、今後もデータヘルス計画に基づく保健指導

の向上による医療費の削減、レセプト点検、第三者行為の抽出などの適正化を図り、国民健康保険制度が安定的に運営できるように努めることを期待して賛成討論いたします。

○議長（東 豊俊君） 次に、9番、田中一郎議員。

○9番（田中一郎君） それでは、令和元年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は、老人保健法制定以降、高齢者の医療費が増え続けたため、75歳以上の一部負担金と公費負担を考慮しつつ、世代間や保険者間の公平を保つため、平成20年より高齢者の暮らしに配慮した治療が行われる仕組みとともに、在宅医療の充実や介護サービスとの連携強化など、高齢者の生活を支える医療制度であり、運用主体は後期高齢者医療広域連合が担い、広域連合からの資格情報等を基に、申請受付や保険料の徴収、相談などを行う事業であります。

また、短期証の発行につきましては、保険料の滞納者に対するの措置とも考えられ、相談や指導を受けながら、被保険者証の継続的な交付ができるものであります。医療費の全額負担を避けるための制度でもあります。

よって、令和元年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計決算においては、予算額に対し、執行決算額は適正であったと評価できることから、本特別会計は賛成であります。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 続いて、1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） 1番、津田晃伸です。第99号議案、令和元年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきという賛成の立場で討論させていただきます。

急激な高齢化の進展とともに、介護サービスの利用も年々増加し、今後もさらに厳しい財政運営が続くものと思われまます。

要支援・要介護者が増え続ける中、被保険者が住み慣れた地域で家族とともに生活ができるよう、社会全体で支える介護保険制度は、国の制度に依存する部分が大部分であります。その中で事業をしていくため、地方自治体として単独で何とかできるような財源は十分ではありません。当局に対し、介護保険事業を効果的・効率的に運営できるよう提言していくのは重要です。

令和元年度に関しましては、市民ニーズに対し、介護保険事業は少しずつですが、評価や対策が高まっていると考えます。今後も当局には介護予防に力を入れ、介護

サービス費の抑制を図っていただくよう申し添え、賛成討論とさせていただきます。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（東 豊俊君） 次に、第101号議案から第105号議案について討論を行います。

本5議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第95号議案を採決いたします。

第95号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

第95号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（東 豊俊君） 起立多数であります。

第95号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第96号議案を採決いたします。

第96号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

第96号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（東 豊俊君） 起立多数であります。

第96号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第97号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

お諮りします。

第97号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第97号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第98号議案の採決を行います。

第98号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

第98号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(東 豊俊君) 起立多数であります。

第98号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第99号議案の採決を行います。

第99号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

第99号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(東 豊俊君) 起立多数であります。

第99号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第100号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

お諮りします。

第100号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第100号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第101号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

お諮りします。

第101号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第101号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第102号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

お諮りします。

第102号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第102号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第103号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

お諮りします。

第103号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第103号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第104号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

お諮りします。

第104号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第104号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第105号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

お諮りします。

第105号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第105号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第2 第107号議案～第111号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第2、第107号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予

算（第9号）から、第111号議案、令和2年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）までの5議案を一括議題とします。

本5議案は、去る9月23日の本会議で、予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、6番、大久保陽一議員。

- 予算決算常任委員長（大久保陽一君） 9月23日の本会議で上程され、本委員会に付託されました第107号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第9号）から、第111号議案、令和2年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）までの5議案について、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

付託当日に委員会を開催し、運営要綱の規定により詳細審査を文教民生分科会で行うことを決定し、全体会の終了後に関係職員に説明を求め、審査を行いました。

その後、9月29日に第15回予算決算常任委員会を開催し、分科会の審査報告を受け、全体の委員会で審査を行いました。

文教民生分科会の報告は次のとおりであります。

今回の補正は、県補助金を活用し、新型コロナウイルス感染症に感染すると重症化リスクが高い患者や介護サービスなどの利用者への接触機会が多く、業務に従事する上で心身に負担がかかる医療従事者や職員に対し、慰労金を支給するための補正であり、第107号議案では、障害福祉サービスに従事する職員13名に、第108号議案では、診療所業務に従事する医師・看護師等23名に、第109号議案では、介護サービスに従事する職員27名に、第110号議案では、訪問看護業務に従事する看護師等12名に、それぞれ5万円を、また、第111号議案では、医師・看護師等のほか委託業者からの派遣職員を含めた443名にそれぞれ20万円を至急するために予算を追加するものであります。

審査の中で委員からは、県の交付要綱では、施行日が令和2年8月1日との説明であったが、なぜ補正の上程日が今になったのか。また、対象者職員についての質疑があり、当局からは支給について、介護・福祉・病院等にそれぞれ通知があったが、整理する中で今回の上程となった。対象職員については、職員、会計年度任用職員が対象で、病院については、職員、会計年度任用職員のほか外部の応援医師、委託業者からの派遣職員も含まれているとの回答がありました。

それぞれの議案について、慎重に審査し、参考に賛否の確認をされ、第107号議

案から第111号議案の5議案については、全会一致で賛成であったとのことです。

全体会で以上の分科会審査報告の後、質疑と自由討議を行いました。採決しました結果、第107号議案から第111号議案の補正予算5議案については、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（東 豊俊君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

続いて討論を行います。

本5議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第107号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第107号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第107号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第108号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第108号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第108号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第109号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第109号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第109号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第110号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第110号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第110号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第111号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第111号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第111号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 請願第1号

○議長(東 豊俊君) 日程第3、請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題とします。

本請願は、去る8月31日の本会議で、文教民生常任委員会に審査を付託していた

ものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、田中一郎議員。

○文教民生常任委員長（田中一郎君） 報告いたします。

令和2年8月31日に審査付託のありました、請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2021年度政府予算に係る意見書採択の要請については、9月4日に第15回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

請願第1号の審査につきましては、紹介議員と請願者である宍粟市教職員組合より出席いただき、請願内容の説明を求めました。

請願の内容は、子どもたちの教育環境の改善のための教職員定数の改善と、義務教育費の国庫負担割合の復元ということです。特に今年度は、コロナ禍の中で学校現場も大変苦勞されており、子どもたちの学ぶ権利も制限されている中で、教職員の定数改善というのは重要な課題になっているとの意見を伺いました。

審査の中で委員から、今、学校現場において最も必要としているものは何か。また、毎年、意見書を提出し、国庫負担割合の復元を要望しているが、なかなか元に戻らない現状の中、今後どのように進めていくのかとの質疑があり、参考人からは、現場では、絶対的に人が足りない、またマンパワーが必要であると考えている。今後の進め方については、義務教育費は自治体間での教育格差を生むことなく、国が責任を持って持つべきものとの考えの下、粘り強く声を上げ続けていく必要があると考えているとの回答がありました。

慎重に審査しました結果、請願第1号は全会一致で採択すべきものと決しました。以上です。

○議長（東 豊俊君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論であります。通告がありませんので、討論を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

本請願に対する委員長報告は採択であります。

お諮りします。

本請願を委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

請願第1号は、採択となりました。

文教民生常任委員長、田中一郎議員。

○文教民生常任委員長（田中一郎君） ただいま採択されました請願につきまして、意見書を提出したいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（東 豊俊君） お諮りします。

ただいま文教民生常任委員長より、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2021年度政府予算に係る意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1、発議第2号として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第2号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

暫時休憩します。

午前10時25分休憩

午前10時30分再開

○議長（東 豊俊君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

追加日程第1 発議第2号

○議長（東 豊俊君） 追加日程第1、発議第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2021年度政府予算に係る意見書についてを議題といたします。

本発議は、文教民生常任委員長より提出されました。

この際、提出者に趣旨説明を求めます。

文教民生常任委員長、9番、田中一郎議員。

○文教民生常任委員長（田中一郎君） 趣旨説明を申し上げます。

発議第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2021年度政府予算に係る意見書について、趣旨説明を申し上げます。

本意見書については、宍粟市教職員組合から令和2年8月7日付請願第1号にて議長宛てに採択の依頼があり、文教民生常任委員会に付託され、文教民生常任委員会で請願者に意見聴取等審査を行いました。

本日の本会議において、全会一致でこの請願の趣旨に賛同し、採択するべきものと決したため、地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書の提出を提案するものであります。

議員各位におかれましては、意見書の趣旨に御賛同いただき、可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 文教民生常任委員長の説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第2号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） ないようですので、これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

お諮りします。

本発議は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

発議第2号は、原案のとおり可決されました。

なお、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取扱いについては、会議規則第45条の規定により、議長に一任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

意見書の取扱いは、議長に一任されました。

日程第4 発議第3号

○議長(東 豊俊君) 日程第4、発議第3号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題とします。

本発議は、議会運営委員長より提出されました。

この際、提出者に趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、14番、実友 勉議員。

○議会運営委員長(実友 勉君) 発議第3号におきましては、全国市議会議長会より要請があったものでございます。

朗読によりまして、説明をさせていただきたいというふうに思います。

令和2年10月5日、宍粟市議会議長 東 豊俊様。

提出者、議会運営委員会委員長 実友 勉。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について。

上記の議案を別紙のとおり、宍粟市議会会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。

趣旨、新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、地方税・地方交付税の大幅な減収等により、今後の地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しいものになることが予想され、地域の実情に応じた行政サービスを安定的に供給するため、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保を強く国に求めていく必要がある。

以上。

なお、意見書につきましては、別紙のとおりでございますので、御高欄いただきたいというふうに思います。

○議長(東 豊俊君) 議会運営委員長の説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第3号つきましては、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) ないようですので、これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

お諮りします。

本発議を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

発議第3号は、原案のとおり可決されました。

なお、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取扱いについては、会議規則第45条の規定により、議長に一任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

意見書の取扱いは、議長に一任されました。

日程第5 発議第4号

○議長(東 豊俊君) 日程第5、発議第4号、新型コロナウイルス感染症の不安に負けない支えあいのまちづくりのための決議を議題とします。

本発議は、今井和夫議員ほか3名から提出されました。

この際、提出者の今井和夫議員に趣旨説明を求めます。

5番、今井和夫議員。

○5番(今井和夫君) 失礼いたします。大久保陽一、宮元裕祐、津田晃伸、今井和夫の4名より提出しております決議文、新型コロナウイルス感染症の不安に負けな

い支えあいのまちづくりのための決議について、提案理由を述べさせていただきます。

今、市民の一番の関心事は新型コロナウイルス感染症です。そして、自分が感染したらどうしよう、周りに迷惑をかけてしまったらどうしようと毎日不安を抱きながら暮らしています。その不安への対策の大きな一つが万一感染してもみんなを受け入れて、支え合おうという市民の気持ちづくりを日頃からしておくということではないでしょうか。

そして、市民の代表である市議会は、その先頭に立ってそれに取り組むべきと考えます。市議会として、新型コロナウイルス感染症の不安に負けない支えあいのまちづくりの決意を表明し、支え合い、思いやりのある地域社会の実現に向け、市民の皆様呼びかけていくことが重要と考えます。

その第一歩がこの決議です。内容は、以下の三つのことに努めるというものです。

1. 市民とともに感染症及びその家族、関係者が決して住みづらくなることのないよう、誹謗中傷やいじめを許さず、支え合い、思いやりのまちづくりを行うこと。

2. 医療従事者など、自らの感染リスクと向かい合い、戦っておられる方々に敬意と感謝の意を表すること。

3. 新型コロナウイルス感染症についての正しい知識を持ち、その啓発を行うこと。

以上の三つに努めようというものです。

正しい知識と情報を持ち、過度に恐れることなく、決して誹謗中傷を許さず、また、医療関係者には最大の敬意を払う。このことをまず市議会として決議していただいた後、具体的な行動はその都度議員全員で協議していきたいと考えます。

まずは、決議することに意味があります。この決議は、市民の皆様の不安を少しでも和らげるものと大きな賛同を得られる決議であると思います。

感染は本当に誰にでも起こることです。そのときに、安心して暮らしていけるよう、決して住みづらくなることのないよう、この宍粟市議会としての決議文はその大きな力になるものと確信します。

以上、提案理由とさせていただきます。議員諸氏の御賛同をいただきますよう、心からお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 今井和夫議員の説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番、林 克治議員。

○15番（林 克治君） 15番、林です。今の提案説明を聞いて思ったんですけども、この発議が出るということで、内容についてはちょっと事前に読ませてもらうんですけども、今の提案説明でこの決議をすることに意義があるんやと。決議が終わってから行動については協議して考えますということだったんでね、ちょっと質疑をいろいろ考えとったんですけども、ちょっと内容が変わるとは思うんですけども、何点か質疑させていただきます。

まず、新型コロナウイルスについては、国が緊急事態宣言を出すほど初めてのことなんで、皆さん不安があったと思うんですけども、そういう対応について、国とか県がいろいろと方針を出されて、それに基づいて、宍粟市としても4月4日にコロナの対策本部を設置していろいろと対応措置、その実行について協議して進められております。それで、この項目については大・中・小分類、70項目があって、まだ細部についてはもっとあって、この対応措置については項目が物すごくあるんです。それで、市がそういう対策本部をつくったんで、議会としては執行権がないんで、市の対策本部の対処方針に従うと。それで議員はそれぞれ活動を行っていくということを春に議員協議会の中で決定しております。それ以降、この対策本部の方針に従って議員各位、行動してきたつもりでございます。

それで、この決議の中でいろいろな行動については3点しか書いてないと思うんです。それで、特に誹謗中傷のところ、これ対策本部の中でも大項目の10番目に、風評被害対策等ということで、どういうことをしますということを大きく取り上げられて、今、しーたん放送で毎日放送されておると思うんです。市は、いろいろな措置を行い、またそれを毎日いろいろな方法で市民に周知して、こういうことで感染防止とかに努めてほしいということをやられています。

それで、議会としても、議員としても、市が一生懸命やられとんで、それに何もこれ以上望むことがないほどやられていますので、言うことはないと思うんです。そやさかいに、今回、この決議をされて、3点項目だけ行いますよということになった、何でそうなんかということと、議会として、議員協議会として市の対策本部の方針に従うということとを協議しておるのにね、なぜ改めて決議する必要があるんかということをお尋ねします。

それと、この3項目について行うということで書いてあるんですけども、議会は執行権がないんで、議員が行わんとあかんと思うんですけども、具体的にどういう行動を行うのか質問しようと思ったんですけども、決議の後だと言われたんで、こ

れは省かせていただきます。

以上、質疑いたします。

○議長（東 豊俊君） ただいまの15番、林 克治議員の質疑に対して答弁を求めます。

それでは、6番、大久保陽一議員。

○6番（大久保陽一君） 先ほどの林議員のお話に対してなんですけど、今回は決議です。先ほど林議員も言われたとおりなんですけれども、当局に対して何かを求めているものではありません。まず、これは宍粟市議会が本市の対策本部との方針と違うことをしようとしているではありません。本市の対策本部からも十分市民に対して周知をしているわけなんですけれども、宍粟市議会も議会としての立場から、議会のまた役割として市民に対して支え合い、思いやりのある地域を持続・推進していくことに努めようと、そういう宣言であるというふうに思います。宍粟市議会がいつも言い続けること、市民に対して言い続けることが大切じゃないかというふうに思い、今回この決議を提案した次第であります。

○議長（東 豊俊君） 15番、林 克治議員。

○15番（林 克治君） ちょっと私の質問の答えになっとらんような部分もあるんですけどね、言い続けるとか、そういう決意を表明するとかいう問題やないと思うんです。この4月に宍粟市が対策本部を立ち上げた頃、これは新型コロナウイルスに感染したら、即、死を意味するような状況だったと思うんです。それで、誰もが心配しとったと思うんです、不安があつて。ですけども、それ以降、対策本部を立ち上げて、今、半年以上たってます。そこで、今の状態がそのときのような状態ではないと思うんです。何で4月にそういう気持ちがあるんだったら出さなんだのか、何で半年後の、ある程度不安が落ち着いてから出されるのか。その点どうですか、質疑します。

○議長（東 豊俊君） 再度、答弁を求めます。

6番、大久保陽一議員。

○6番（大久保陽一君） 春もそうだったように、今現在でも、自分が感染した、また自分の周りの家族が感染したという状況が発生したときに、その病気だけじゃなしに、周りからどういうふうな目で見られているのか、周りの人がどう思うんだろうかと。そういう風評被害、周りがどういうふうに見たり、言ったりするかということ、そこに最大の懸案いうんですか、おそれを持っているわけなんです。だからこそ、市も啓発に努めている、そこに春と状況が違うということになしに、そこ

の不安に対しては変わってないんじゃないかというふうに思うわけです。その不安を持ち続けている市民をみんなで支えて、その不安を払拭していく、そういうふうな議会の決議だというふうに感じています。

市民とともにある議会だからこそ、最前線に立って市民に声を大きくして伝えていく、そのように考えて、今回提出しております。

○議長（東 豊俊君） ほかに質疑はありませんか。

13番、浅田雅昭議員。

○13番（浅田雅昭君） 13番、浅田です。私も発議第4号、新型コロナウイルス感染症の不安に負けない支えあいのまちづくりのための決議について、1点質疑をさせていただこうと思ってました。

それは、具体的には、3項目めの新型コロナウイルス感染症についての正しい知識を持ち、その啓発を行うことというふうに提案がされておりますので、具体的などのような取組を想定されているのかなということをお尋ねしたかったんですけども、具体的には決議が終了後、議員の中でということでもありますので、林議員と同様に、そのことについては求めませんけども、その背景として、私が言いたいのは、この新型コロナウイルス感染症への対応については、私は災害に準じた対応が必要であると思っております。

当局も対策本部を設置して、市長を先頭に対応されております。やはり、宍粟市から市民への情報発信においては、発信元は一つでなければならない、そのように私は思っております。複数からの発信はかえって市民に混乱を与える可能性もございます。やはりこの感染症への対応は、災害に準じた対応として、私たち議員はこの間申合せをしております。災害等発生時の対応要領に基づいた行動が必要であるのではないかというふうなことを感じたわけで、この提案者にお尋ねするのは、そういう視点を議論されたのかどうか、その点お尋ねをさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

5番、今井和夫議員。

○5番（今井和夫君） 御心配のことは当然のことと思います。市と市議会が別々のことを言うとか、違ったことを言うとかいうようなことあってはやっぱり市民は混乱してしまう。それはもう当然のことだと思います。

そういう中で、今回、私たちが提案させていただいているこの決議文、これは今、市当局が一生懸命されていることに何ら方向性として違う、混乱を起こすようなも

のではないと確信します。

そういう中で、市も本当に一生懸命言っただけですが、やはり先ほど大久保議員が言われたように、今まだ市民の中では感染に対しての不安、それが周りに対しての迷惑をかけるんじゃないか、あるいはどういうふうに見られるだろうか、そのあたりの不安というのは、まだまだ解消されていません。これは紛れもない事実だと思います。そういうことに対して、やはり市民の代表である市議会としても、その市民の不安に対して呼びかけていく、それでみんなで支え合いのまちをつかっていこう、そういう決意を表明する、そのことはやっぱりすごく市民にとって力強いものになると考えます。

そういう意味で、もちろん今後やっていく中では、市当局の災害対策本部ですか、そういうところのことであるとか、当然連携はしてやっていくべきとは思いますが。そこは十分注意しながら、やはり市議会としても決意を表明していくということがすごく大事なのではないかなと、私たちは考えました。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 13番、浅田雅昭議員。

○13番（浅田雅昭君） 13番、浅田です。私がお尋ねしたかったのは、この新型コロナウイルス感染症への対応がやはり災害対応と同等だということが必要ではないかなということをお尋ねしたかったわけなんです。やはりそういう観点から、我々議員の中で災害等発生時の対応要領、そのの申合せをさせていただきましたので、そういった対応が我々としては必要ではないのかなということをお尋ねしたかったんですけど、具体的には当然この後、議員の中でいろいろ協議して対応を決めていくことになろうかと思っておりますので、もう質疑はこれで終わります。

○議長（東 豊俊君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第4号につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

お諮りします。

本発議を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

発議第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 所管事務等調査について

○議長(東 豊俊君) 日程第6、所管事務等調査についてを議題といたします。

所管事務等調査につきましては、各委員長よりお手元に配付しております一覧表のとおり、閉会中の継続調査にしたい旨の申出がそれぞれありました。

お諮りします。

各委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

所管事務等調査については、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

今期定例会に付託されました案件は全て議了いたしましたので、閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

よって、第95回宍粟市議会定例会は、これをもって閉会いたします。

長期間にわたりまして御苦労さまでした。

一言御挨拶を申し上げます。

第95回宍粟市議会は本日をもって閉会となりました。

今期定例会では、宍粟市家原教育のもり公園条例及び宍粟市遺跡公園条例の一部改正について、ばんしゅう戸倉スキー場及びくるみの里に係る指定管理者の指定について等、そして、令和2年度補正予算、さらには令和元年度宍粟市一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定についての上程があり、いずれも重要な案件でありましたが、議員各位の御精励により、適切妥当なる結論にて議了をいたしました。

特に、令和元年度決算認定の審査におきましては、今井委員長、津田副委員長を

はじめ決算委員の皆様には連日にわたる慎重なる審査、そして当局の皆様には丁寧な答弁をいただきました。本当に御苦労さまでございました。

さて、新型コロナウイルスはいまだに先の見えない状況が続いておりますが、新型コロナウイルスの蔓延を防ぐためには、やはり私たち一人一人の行動が何よりも大切であります。市民の皆様はじめ当局の皆様、議員各位には、くれぐれも御留意くださいますようお願いを申し上げます。

なお、宍粟市は支え合い、思いやりを大切にすまちづくりを目指していることから、この新型コロナウイルスの感染に関して、いつのときも人権を大切にし、お互いが支え合う心を持つという観点から、新型コロナウイルス感染症の不安に負けない支えあいのまちづくりのための決議を宍粟市議会として行ったところでありま。今後いかなるときも市民が支え合う中で、住んでよかった、住み続けたいまちとなるよう願うものであります。

終わりになりますが、雇用創生協議会の不正受給の件に関しては、昨年11月に報道されて以来、今日まで1年近くが経過しておりますが、いまだに大きな進展、明確な結論が得られていないことから、議会として真に憂慮しております。この件は一日も早い解決を求めるものであります。

これをもちまして、閉会の挨拶といたします。

議員各位、市長はじめ当局の皆様には、円滑なる議事運営に御協力をいただきましてありがとうございました。

○市長（福元晶三君） 第95回宍粟市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

朝夕の冷え込みとともに、季節の移ろいを感じられるようになりました。市内では、収穫作業も順調に進んでおりまして、まさに実りの秋を迎えておるところであります。

8月31日に開会をいたしました第95回宍粟市議会定例会は、東議長、林副議長をはじめ議員各位の御精励によりまして、全議案につきまして滞りなく議了いただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。

今定例会におきましては、指定管理者の指定あるいは令和2年度の一般会計補正予算、さらには令和元年度歳入歳出決算の認定等々、非常に重要な案件につきまして、熱心に、また慎重に御審議をいただきました。その上、議決をいただいたということでもあります。ここに改めて心よりお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの県内の感染状況につきましては、御承知のとおり、

ここ1週間の平均感染者が1日当たり20人未満と、幾分か収まりを見せているもののまだまだ予断を許さない状況が続いておるところであります。さらには、これから冬季のインフルエンザの流行も大きな懸案事項であります。これらの課題に対処すべく今定例会で御審議をいただき、発熱者臨時診療所も今月1日より診療を開始し、同時流行への一定の体制を整えたところであります。

また、非常に厳しい経済状況の中、経済対策の一環であります、いわゆる消費の喚起策として準備しておりますプレミアム商品券と地域応援グルメ券であります。今日、5日から2次販売が開始をされています。商品券は3割、グルメ券は4割のプレミアムがつきます。消費の拡大と経済の回復の一助となるものと考えておりますので、市民の皆様はじめぜひ御協力くださいますとともに、議員各位におかれましても、今後ともさらなる市政の運営により一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになります。皆様の御健勝、さらなる御活躍を御祈念申し上げ、第95回栗市議会定例会の閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。長期間本当にありがとうございました。御苦労さまでございます。

(午前11時05分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 東 豊 俊

宍粟市議会議員 宮 元 裕 祐

宍粟市議会議員 榎 橋 美 恵 子